

第 111 回まちづくり審議会大規模小売店舗等立地部会議事要旨

- 1 日 時 令和 4 年 4 月 22 日 (金)
午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
- 2 場 所 ひょうご共済会館 5 階 ツツジ
- 3 出席者 部会長 山下 淳
委員 岡 絵理子
委員 北川 博巳
委員 片山 朋子
委員 住友 聡一
委員 小村崎 栄一
- 4 審議案件
第 1 号議案 西宮市における (仮称) ケーズデンキ西宮えびす南店の
新築に係る知事の意見について (条例第 4 条第 2 項)
- 5 審議の概要 別紙のとおり

議案1：(仮称) ケーズデンキ西宮えびす南店

審 議 の 概 要

事務局から計画施設の概要（まちづくりに関する計画との整合に関する事項、駐車需要の充足等交通に係る事項等）について説明した後、審議を行った。

委員： 想定している搬出入時間はいつか。次に、南北に分かれている駐輪場の配置について、どのように考えているのか。

事務局： まず、想定している搬出入は、午前6時から7時に1台、午前9時から12時に3台、午後1時から2時に1台及び午後5時から6時に1台であり、可能な限り登下校時間を避けた搬出入としている。

次に、駐輪場について、計画地周辺には住宅が立地しており、各方面からの自転車のアクセスがあると考えている。このため、分散して配置している。しかし、西宮市の「開発事業等におけるまちづくりに関する条例」に基づき、多くの駐輪場を設けているが、本計画は家電量販店であるため、実際にはそこまで自転車での来店はないと考えている。

委員： 北側の駐輪場の駐車台数が少ないので、その周辺に雑多に駐輪されないよう、南側の駐輪場への案内を適切に行われたい。

委員： 事業者として、駐輪場の配置について、どのように考えているのか。

関係人： 事業者の想定としては、南方面からの来客が多いと想定しているため、南側に多数の駐輪場を設けている。

委員： 場内の誘導について、看板等によって適切に行われたい。

委員： 夕方の通学時間について、安全対策をどう考えているのか。特に、近隣に中学校があり、自転車通学している場合は、運転が荒い傾向にあ

る。

関係人： 浜脇小学校とは協議を重ねた結果、現在の安全対策について了承をいただいているが、浜脇中学校とは未協議である。協議を行い、必要な安全対策を検討する。

委員： 大型の搬出入車両が場内の車路を逆走するのは危険であるため、誘導員による誘導が不可欠である。

事務局： 複数の誘導員を配置して、大型の搬出入車両の誘導や、来店車両の誘導を適切に行う計画である。

委員： 留意事項案に「営業時間内に荷さばき作業又は廃棄物の収集作業を行う場合は、誘導員を配置し、来客の安全確保に努めること。特に、大型の搬出入車両については、駐車場出口及び入口に誘導員を配置すること。」とあるが、大型車両については、搬出入車両駐車時の荷さばき施設及び搬出入時の出口・入口のどちらにも配置するという解釈でよいか。

事務局： そのとおりである。

委員： 出口・入口に設置する看板について、通学路注意の文字が小さいのではないか。

事務局： 図面上は小さく見えるが、計画されている看板は幅が3.6メートル、高さが2.2メートルあり、支障ないと考える。

委員： 出口及び入口が面している通学路は、どのくらいの児童や生徒が通学しているのか。また、通学路注意については、一つの看板に色々詰め込むのではなく、独立した看板とする方が有効ではないか。

関係人： 児童や生徒が通行している人数は把握していないため、確認する。看板の表示については、再検討する。

委員： 国は通学路の安全確保の強化を行っているところであり、登下校時間を避けての搬出入車両の運用との説明もあった。しかし、登下校時間以外の時間にも通行する可能性があるため、各事業者には繁忙時だけでなく、常時交通誘導員の配置をお願いしているところである。

次に、出口周辺では、来店車両、搬出入車両、自転車及び歩行者が交錯する可能性があるため、荷さばき時だけでなく常時交通誘導員を配置できないか。

関係人： 出口及び入口の交通誘導員の配置については、開店後の状況を注視して配置を検討する。

次に、搬出入車両については最大7台/日であり、毎日7台来るわけではない。また、同様に大型車も毎日来るわけではない。このため、そこまで交錯するとは考えておらず、常時の交通誘導員の配置までは必要ないと考えている。

委員： 看板の「車両注意」が、周囲を通行している人に対して伝えようとしているのであれば、それ相応の場所に設けるべきではないのか。

次に、障害者等用駐車マスや高齢者用駐車マスが屋根のないところに設置しているのはなぜか。

最後に、出口及び入口の両サイドにゼブラの部分があるが、駐輪場への経路として、このゼブラの部分を通り場内を縦横無尽に走行する可能性があるため、明確に動線を分けるためバリカー等を設置できないか。

事務局： 出口及び入口に設置している回転灯の近くに表示しているため、支障ないとする。

次に、障害者等用駐車マス等の屋根については事務局からも指導を行

ったが、事業者からは設置できない旨の回答があった。また、屋根のあるピロティ下への移設も検討してもらったが、建物出入口までには車路を横断する必要があり、駐車場ガイドラインに抵触するため、現在の計画でやむを得ないと考えている。

最後に、出口及び入口の両サイドのゼブラ部分におけるバリカーの設置については検討する。

委員： 「雨がかりの建物出入口近く」か、「雨がかりではないが、車路を横断する必要のある場所」かではなく、「雨がかりではなく車路を横断する必要のない建物出入口の近く」に障害者等用駐車マスを設計できなかったのか。

看板の指摘については、いかがか。

関係人： 再検討する。

委員： 周囲を通行している人に対してだけでなく、車両の運転手に対しての注意喚起を検討すること。

委員： 駐輪場への経路については、バリカーの設置に加え、歩行者・自転車専用の出入口を計画するなど、再検討されたい。

また、南の駐輪場までは距離があるため、北から入って歩行者通路を押して当該部分まで行くのは考えにくい。そのあたりについても検討すること。

その他、今までの指摘については対応されたい。そのなかで最大の問題は、大型の搬出入車両が逆走することである。複数の誘導員による対応はもちろんのこと、くれぐれも慎重な対応をお願いしたい。

委員： 同じく、大型の搬出入車両が逆走することについては丁寧に検討すること。搬出入車両については毎日7台来るわけではないとの説明であ

ったが、最大搬入日で問題ないようにしていただかないと、なんのための検討か分からない。

委員：酒蔵通り側を、出口ではなく入口とすることはできないのか。

事務局：西宮市と県警協議のなかで、現在の計画となっている。

関係人：現在の計画では、地点A交差点に全ての来店車両を集めて来店させ、全ての退店車両を地点A交差点から各方面へと退店させることができるが、逆転させると周辺の道路に余分な負荷がかかる。その他、西宮市の出入口を設ける際のルールなどから、西宮市等と協議した結果、安全対策を講じた上で大型の搬出入車両を逆走させるという現在の計画となった。

委員：出口と入口を逆転させた場合のことについて、その他の支障はあるのか。

関係人：現在の計画の場合、物理的に右折入庫はできないが、逆転した場合、酒蔵通りで右折入庫が発生する可能性があり、そのことを西宮市も県警も懸念している。

委員：右折出入庫の禁止については、他の案件でもあるように、事業者が適切に対応すべきであるため、理由にならない。

本案件について、事務局の案では「意見なし」だが、「意見あり」と答申することはできるのか。

事務局：大規模集客施設条例や大店立地法は、周辺地域における道路交通等への影響について配慮を求めるものであり、大型搬出入車両の逆走といった敷地内の危険性について「意見あり」とすることは難しいと考える。

委員：周辺への影響ではないからといって、このまま計画を進めてもらうの

も問題がある。また、今までの説明では、出口と入口を逆転させた場合の説明が不十分であることから、周囲への影響が大きくなることについて納得できていない。

事務局： 過去には、場内の危険性の改善案について、次の部会において報告させていただいたこともあった。西宮市や県警等との協議については再度確認を行い、併せて報告することは可能か。

委員： 一つの方法としてはあるが、今回の場合は難しい。

関係人： 大型の搬出入車両については、営業時間外に搬出入することで、社内調整を図りたい。

委員： その提案については問題ないが、基本計画書を提出する前に調整しておくべきであった。

事務局： 本計画については、ご指摘の内容の再検討等を行い、次回の部会に再度諮らせていただきたい。ご指摘の内容は、①出入口における来店車両等と大型搬出入車両との交錯、②浜脇中学校の通学動線への配慮、③看板の表示内容、位置及び方法、④敷地内の歩行者及び自転車動線への配慮と考えている。

委員： 「①出入口における来店車両等と大型搬出入車両との交錯」については、どのような内容を想定しているのか。

事務局： 本日の説明と同様となる可能性はあるが、市・県警等との協議結果、出口と入口の逆転の可能性及び大型搬出入車両の運用の見直し等を想定している。

委員： （各委員に諮った上で）継続審議とする。